守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

～　届出等の手引き　～

令和　６年　２月

守谷市生活環境課

目次

１　守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例について 1
（１）概要 1
（２）用語の説明 1
２　抑制区域 1
（１）法令等により、自然環境の保全区域として指定されている区域 2
（２）自然災害の発生が危惧される区域 2
（３）歴史的又は郷土的な特色を有している区域 2
（４）地域を象徴する優れた景観として、良好な状態が保たれている区域 2
設置事業完了までのフロー 3
３　事前相談及び協議に係る手続き 3
（１）事前相談 3
（２）地元説明会の実施 3
（３）協議等 4
４　協定に係る手続き 4
５　設置工事に係る手続き 5
６　工事完了および運用開始に係る手続き 5
７　事業計画の変更等の手続き 6
８　地位承継及び管理者変更に係る手続き 6
９　報告及び立入 7
10　指導又は助言 7
11　勧告及び公表 7
12　環境配慮のポイント 8

（資料）
表－１　施工配慮事項 11
協定書（ひな形） 13

１　守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例について

（１）概要

地球温暖化防止の観点から、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が全国的に急速に拡大しています。設置する太陽光発電設備が地域環境に及ぼす影響に鑑み、設置事業に関して必要な事項を定めることにより、設置に関する様々なトラブルを防止し、良好かつ安全な市民生活を確保することを目的とします。

この条例では、**発電出力５０kW 以上の太陽光発電設備（建築基準法第２条第１号に規定する建築物の屋根又は屋上へ設置するものを除く）を対象とします。**固定買取制度「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法)」に基づく認定の有無に関わらず対象とします。

また、実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した時期に複数の太陽光発電施設に分割して設置し、合計した出力が５０ｋＷ以上となる場合（分割案件）も対象となります。

（２）用語の説明

太陽光発電設備	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）第２条第３項に規定する再生可能エネルギー発電設備（送電に係る電柱等を除く。）であって太陽光をエネルギー源とするもの。
事業者	太陽光発電設備設置事業を計画し、当該設備を設置しようとする者
管理者	太陽光発電設備を管理する者
事業区域	設置事業を行う一団の土地（付属施設、緩衝帯等に係る土地を含む）であって、柵塀等の方法により当該土地以外の土地と区別された区域
町内会	事業区域周辺に居住する住民が所属する町内会、自治会その他これに類する団体
近隣関係者	事業区域に隣接する土地、建物を所有する者若しくは当該建物に居住する者

２　抑制区域

抑制区域は、自然環境、生活環境及び景観の保全の観点から、太陽光発電設備の設置を抑制すべき区域であり、地域への影響を考慮する必要があることから、設置事業を行わないよう事業者に協力を求めています。

（1）法令等により、自然環境の保全区域として指定されている区域

区域の名称等	関係法令	確認窓口
自然環境保全地域、緑地環境保全地域	自然環境保全条例（茨城県）	茨城県県南県民センター環境保安課
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	茨城県県民生活環境部環境政策課、守谷市経済課
農地、採草放牧地	農地法、農業振興地域の整備に関する法律	守谷市経済課
地域森林計画の対象となっている森林	森林法	茨城県林政課、守谷市経済課
保存緑地	緑の保全と緑化の推進に関する条例（守谷市）	守谷市都市計画課

（2）自然災害の発生が危惧される区域

区域の名称等	関係法令	相談窓口
河川区域、河川保全区域、河川予定地	河川法	利根川河川事務所、下館河川事務所、竜ケ崎工事事務所河川整備課
土砂災害計画区域、土砂災害特別計画区域	土砂災害防止対策の推進に関する法律	竜ケ崎工事事務所河川整備課、守谷市交通防災課
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	竜ケ崎工事事務所河川整備課、守谷市交通防災課
浸水想定区域	水防法	利根川河川事務所、下館河川事務所、守谷市交通防災課

（3）歴史的又は郷土的な特色を有している区域

区域の名称等	関係法令	相談窓口
史跡、天然記念物及び埋蔵文化財包蔵地に係る区域	文化財保護法	守谷市教育委員会生涯学習課

（4）地域を象徴する優れた景観として、良好な状態が保たれている区域

区域の名称等	関係法令	相談窓口
景観形成重点地区	景観法の施行等に関する条例（守谷市）、守谷市景観計画	守谷市都市計画課

〔設置事業完了までのフロー〕

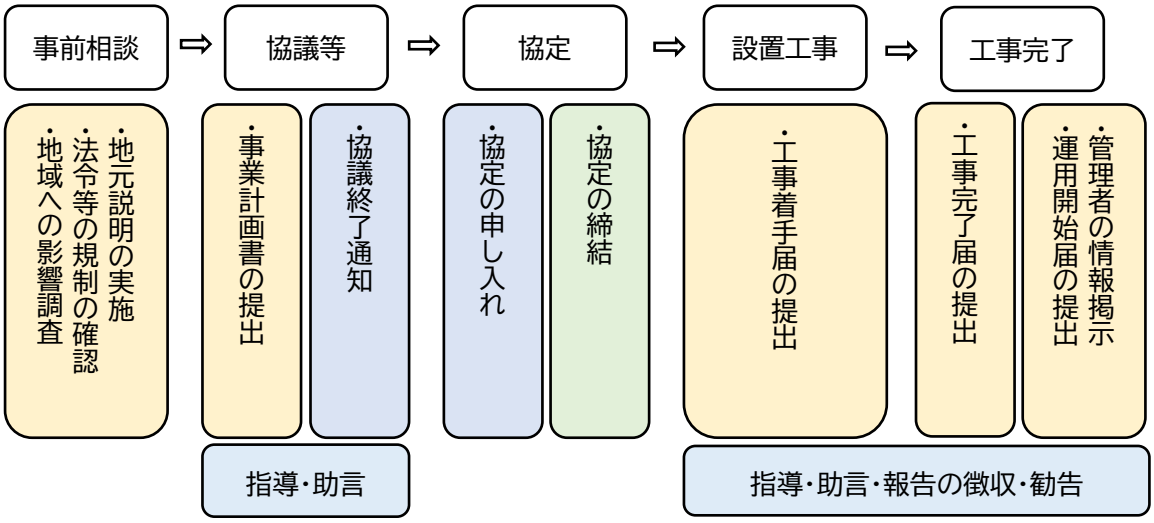

3　事前相談及び協議に係る手続き

条例の施行により、設置事業を行おうとするときは、その事業計画について協議しなければなりません。

太陽光発電施設の設置に関しては、都市、農地、森林、環境保全、災害防止、文化財等に関する法令等に基づく様々な規制等があります。設置事業者は立地検討段階でそれらの規制等について、所管する国や県、市に確認の上、法令等を遵守してください。

（1）事前相談

事業者は、立地検討段階で関係法令及び条例に規定される必要な措置や手続きについて、国や県、市の関係機関に確認及び相談を行ってください。	
様式等	事業区域等状況調査（様式第 2 号） ・事業区域内の状況〔森林・農地・用排水路・河川等の有無〕 ・事業区域周辺の状況〔森林・農地の有無〕

（2）地元説明会の実施

事業計画書を提出し協議をしようとする事業者は、町内会及び近隣関係者に対する説明会の開催等を行う必要があります。（条例第 6 条第 3 項）	
様式等	町内会に対する説明報告書（様式第 3 号） 近隣関係者に対する説明報告書（様式第 4 号）
添付書類	1）参加者名簿等 2）説明会議事録等

（3）協議等

協議は、事業者が事業計画書及び添付書類等を提出することで行います。（条例第８条）※設置しようとする６０日前までに提出が必要です。	
様式等	太陽光発電設備等設置計画書（様式第１号）〈正・副本各１部提出〉 ・事業概要〔名称、所在、面積、発電出力、施工者等〕 ・保守点検等の計画〔侵入防止対策、保守点検、清掃除草、苦情・災害発生時の体制、廃止後の措置等〕
添付書類	１）事業区域等状況調査（様式第２号） ２）町内会に対する説明報告書（様式第３号） ３）近隣関係者に対する説明報告書（様式第４号） ４）法令等による許認可書の写し

協議終了後、事業者に対して協議が終了した旨を通知します。（条例第９条）	
様式等	協議終了通知書（様式第５号）
添付書類	１）意見書

4　協定に係る手続き

計画内容の遵守及び環境保全や市民生活の安心安全を確保するため、太陽光発電事業の運用等に関する協定を締結します。（条例第 10 条）	
様式等	太陽光発電設備の運用並びに災害時及び廃止後の措置に関する協定書（ひな形） ・太陽光発電施設の維持管理 ・環境の保全及び公害の防止 ・廃止後の措置、費用の積立て ・災害時の措置、自立運転による近隣住民への電力供給　等

5　設置工事に係る手続き

事業者は、協議終了の通知後に、設置工事（森林伐採、土地の造成、機材の搬入等の準備も含みます。）に着手してください。工事に着手したときは、工事着手等届出書及び添付書類を提出してください。（条例第 11 条）	
様式等	工事着手等届出書（様式第 6 号）〈正・副本各 1 部提出〉
添付書類	1）位置図 2）工程表 3）土砂等の流出、第三者の侵入防止等の安全対策が分かる書類 4）その他、必要とする書類（例示）公図の写し、現況図、計画平断面図、土地利用図、標準構造図等及び表 1 に掲げる施工配慮事項の対策に関する図書又は図面等

6　工事完了及び運用開始に係る手続き

事業者は、設置工事が完了したときは、工事着手等（完了）届出書及び添付書類を提出してください。（条例第 11 条）	
様式等	工事着手等（完了）届出書（様式第 6 号）〈正・副本各 1 部提出〉
添付書類	1）位置図 2）実施工程表 3）工程写真 4）その他、必要とする書類

事業者は、発電設備の運用を開始したときは、運用開始等届出書を提出してください。また、停止や再開、廃止した場合も、この届出書を提出してください。（条例第 12 条）	
様式等	運用開始等届出書（様式第 7 号）
添付書類	1）FIT 法第 2 条第 5 項の特定契約書の写し 2）保守点検契約書の写し 3）その他、必要とする書類

設置工事が完了したときは、発電設備の管理者等に関する情報を施設内の見やすい場所に看板を掲げる必要があります。（条例第 16 条）	
様式等	太陽光発電設備の管理者等に関する情報（様式第 13 号） ・所在地及び面積 ・事業者の名称及び連絡先 ・緊急時の連絡先 ・発電設備の総発電出力 ・その他、必要とする事項

7　事業計画の変更等の手続き

事業者は、協議に係る内容を変更しようとするときは、事業変更届出書を提出し改めて協議を行う必要があります。また、協議を行う前に町内会、近隣関係者に変更内容の説明を行ってください。ただし、軽微な変更（事業規模の縮小、設備の出力の縮小）のときは協議の必要はありません。（条例第 13 条）	
様式等	事業変更届出書（様式第 8 号）〈正・副本各 1 部提出〉
添付書類	1）町内会に対する説明報告書（様式第 3 号） 2）近隣関係者に対する説明報告書（様式第 4 号） 3）その他、必要とする書類

8　地位承継及び管理者変更に係る手続き

事業者の地位を継承した者は、地位承継届出書及び添付書類を提出してください。（条例第 14 条）	
様式等	地位承継届出書（様式第 9 号）
添付書類	1）地位を継承した事実を証する書類 2）地位を継承した者の住民票、法人である場合は、登記事項証明書及び印鑑登録証明書 3）保守点検に係る契約書の写し 4）その他、必要とする書類

事業者は、管理者を変更したときは管理者変更届出書及び添付書類を提出してくだい。（条例第 14 条）	
様式等	管理者変更届出書（様式第 10 号）
添付書類	1）管理者の変更を証する書類 2）その他、変更のあった事項を証する書類

9　報告及び立入

事業者や管理者に対し、設備の状況その他必要な事項に関し報告を求めることがあります。（条例第 15 条） また、必要に応じて立入検査をすることがあります。（条例第 17 条）

１０　指導又は助言

設置事業者に対して、必要に応じて指導又は助言をすることがあります。（条例第 18 条）	
様式等	指導・助言通知書（様式第 14 号）

１１　勧告及び公表

設置事業者に対して、必要に応じて適切な措置を講ずるよう、勧告を行うことがあり、それに応じていただけない場合には、事業者名を公表することがあります。（条例第 19 条）	
様式等	勧告書（様式第 15 号）
違反事項	・協議をせず、又は虚偽の事実で協議をしたとき ・協議終了の通知を受ける前に着手したとき ・届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき ・報告、検査を正当な理由なく拒み、虚偽の報告、答弁をしたとき ・正当な理由なく指導、助言に従わないとき

１２　環境配慮のポイント

太陽光発電の急速な普及に伴い、地域とトラブルになる事例が増えてきており、深刻な環境問題につながる可能性があります。多くのトラブルは、事業区域や周辺の環境に関する事前の調査が十分でなく、必要な対策を講じないことが要因の一つとなっています。

地域に受け入れられる太陽光発電設備とするため、事業区域や周辺の環境に関する事前の調査、検討を行うとともに、地域とのコミュニケーションを図ってください。

（1）土地の安定性

調査・検討が不十分だと、法面の崩壊等の恐れがあります。	
事業内容、立地場所や周辺環境の条件	■切土・盛土を含む土地造成 ■自然斜面への設置 ■森林の伐採
対策の例	●法面の安定性の検討を行った上で、安定化が図れる勾配や工法を採用する。 ●地表水と地下水の状況を踏まえ、適切な排水計画を採用する ●土地の安定性を確保するため、地域気象、地形、地質等を考慮した適切な工事を行う。

（2）濁水

降雨時に濁水が農地や住宅地に流れ込む可能性があります。また、河川等に排水する場合、水の濁りが問題になる可能性があります。	
事業内容、立地場所や周辺環境の条件	■切土・盛土を含む土地造成 ■自然斜面への設置 ■森林の伐採
対策の例	●降雨時に事業区域外へ濁水が流出することがないよう、適切な排水計画を採用する。 ●洗堀や雨裂による土砂流出・濁水の発生を防止するため、法面保護を行う。

（3）騒音

パワーコンディショナー等から発生する騒音が問題となる可能性があります。	
事業内容、立地場所や周辺環境の条件	■近くに住宅や学校、病院等がある。
対策の例	●パワーコンディショナー等の設置場所を調整する。 ●住宅等の境界部に防音壁を設置する。

（4）反射光

太陽光パネルによる反射光がまぶしいとして問題となる可能性があります。	
事業内容、立地場所や周辺環境の条件	■近くに住宅や学校、病院等がある。 ■近くに高速道路や主要道路がある。
対策の例	●アレイの向きを調整する。 ●防眩（ぼうげん）仕様のパネルを採用する。 ●住宅等の境界部にフェンス等を設置する、又は植栽を施す。

（5）景観

良好な景観が変わってしまう、見えなくなるなどとして問題となる可能性があります。	
事業内容、立地場所や周辺環境の条件	■歴史的・文化的な景観又は良好な自然景観がある。 ■周囲に眺望が良いとされる道路がある。
対策の例	●アレイの高さは、周辺景観との調和に配慮したものとする。 ●敷地境界周辺に植栽を施す、又は周辺部の森林を残す。 ●周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備等の色彩とする。

（6）動物・植物・生態系

重要な動植物が生息・生育する場所が消失・縮小し、環境が変わって影響を与えてしまう可能性があります。	
事業内容、立地場所や周辺環境の条件	■森林や草地 ■水面 ■湧水がある。
対策の例	●事業区域内又は周辺に重要な動植物の生息、生育地がある場合は、専門家に相談する。 ●重要な動植物の生息、生育地への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入して踏み荒らさない。

（7）工事に関する粉じん、騒音・振動等

建設機械の稼働や工事用車両の走行により、粉じんや騒音・振動等が発生し、事業区域周辺や走行ルート沿道の環境に影響を及ぼす可能性があります。	
事業内容、立地場所や周辺環境の条件	■近くに住宅や学校、病院等がある。
対策の例	●強風時の作業を控える、騒音を抑えた工法を採用する。 ●工事用車両の走行は、周辺への影響がないルートや時間帯とする。

表１　施工配慮事項

①	騒音対策	大型車両の通行や工事に伴う騒音や振動について適切な対策を講じること。
②	除草対策	除草剤などを散布する場合、事前に散布の日時等を近隣関係者等に周知し、周辺に飛散しないよう万全な対策を講じること。
③	緩衝帯の設置	パワーコンディショナー等からの騒音や振動の影響を緩和するため、緑地その他の緩衝帯を設けること。
④	反射光対策	パネルを低反射タイプにし、傾きを調整するなどの対策を講じること。
⑤	フェンス・植栽等	景観への配慮が必要な場合は、通行人から直接見えないようフェンス等で対策を講じること。
⑥	パネルの色彩等	周囲と調和した色彩とすること。
⑦	眺望等への対策	高台に設置する場合は、違和感が生じないよう配慮すること。
⑧	盛土・切土面の保護	擁壁、法枠、法面排水等で法面の保護対策を講じること。
⑨	がけ地対策	がけ肩から離隔をとり、がけ肩沿い排水などで崩落対策を講じること。
⑩	湧水対策	湧水がある場合、地下排水管の設置など適切な対策を講じること。
⑪	軟弱地盤対策	地盤について調査し、地盤改良の実施など適切な措置を講じること。
⑫	土砂崩れ対策	土砂災害が懸念されるときは、擁壁など適切な措置を講じること。
⑬	雨水・排水対策	雨水が有効に排水できる対策（排水路・調整池）を講じること。
⑭	適切な敷材の使用	設計に基づき適切な敷材を使用すること。
⑮	工事の安全確保	工事車両の通行における安全を確保し、近隣住民等から安全確保の要請があった場合は、誠意を持って対応すること。 工事中の土砂流出及び粉じん対策として、素掘り側溝、小堤、防塵ネットを設置すること。

⑯	設備面の対策	電気事業法の規定に基づく技術基準等を遵守するとともに、事業計画策定ガイドライン（資源エネルギー庁)、太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省)、その他ガイドラインを参考に設計するよう努めること。

各様式は守谷市ホームページからダウンロードできます。
https://www.city.moriya.ibaraki.jp/section/0210/kankyou/taiyoukouhatudenn.html

太陽光発電設備の運用並びに災害時及び廃止後の措置に関する協定書（ひな形）

守谷市（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、守谷市○○○○地内において行う太陽光発電事業について、良好な景観の形成及び生活環境の保全を図り、もって市民の安全と安心を確保するため、次のとおり守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（平成３０年守谷市条例第３６号。以下「市条例」という。）第１０条に定める協定を締結する。

（基本姿勢）

第１条　乙は、市条例に規定する確認を受けた計画書の内容を遵守するとともに、この協定書において定められた事項を遵守しなければならない。

第１章　太陽光発電設備の運用に関する事項

（景観等の保持等）

第２条　乙は、事業実施のための工事着手後又は事業開始後に、周辺の土地利用形態が設置前と異なる状態になった場合においても、景観を保持し、周辺の土地及び関係者に対して不利益を与えることのないよう努めるものとする。

（防災施設等の管理等）

第３条　乙は、事業の施行により事業周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出、その他災害を防止するため、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）、森林法（昭和２６年法律第２４９号）その他関係法令の規定に準じた措置を講ずるものとする。

２　乙は、設置する調整池、防災施設、擁壁、法面等（以下「防災施設等」という。）について、常に細心の注意をもってその維持管理を行うこととする。

３　乙は、防災施設等に異常を検知したときは、直ちにその状況を甲、町内会、近隣関係者及び関係機関に通報するものとする。

（発電設備等の管理等）

第４条　乙は、太陽光発電設備について、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「ＦＩＴ法」という。）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画認定の際に定めた保守点検及び維持管理計画に従い、確実に保守点検及び維持管理を実施し、地震、豪雨、暴風、大雪等の災害（以下「自然災害」という。）に対応できるよう管理するものとする。

２　乙は、前項の規定による保守点検及び維持管理について、その内容を記録・保管し、甲から照会があった場合は、速やかに記録簿等を提示するものとする。

（公害の防止）

第５条　乙は、太陽電池モジュールの破損、飛散時における有害物質等の漏洩を防止するため、有害物質等と水及び土壌との接触を回避する措置を講ずるものとする。

２　乙は、施設、装置等から発生する騒音及び振動により、人に不快感を与えたり、物に被害を与えたりすることのないよう適切な措置を講じるものとする。

３　乙は、資材等運搬車輌や重機等を用いる作業を実施するとき（緊急時及び人命の危険を防止するときを除く。）は、事前に甲と協議し、騒音及び振動等の発生抑制に努めるものとする。

４　甲及び乙は、町内会及び近隣関係者から当該事業に起因すると考えられる被害及び障害の申出があったときは、速やかにその状況を調査するとともに、乙は誠意をもって対応するものとする。

（農薬の使用制限）

第６条　乙は、事業区域内において除草用等として農薬を使用するときは、当該事業区域の立地条件、周辺環境に与える影響等を十分考慮した上で農薬を選定し、使用に際しては、薬剤に明記されている使用方法を確認し、用法、用量を遵守するものとする。

（廃棄物の処理及び安全管理）

第７条　乙は、太陽電池モジュール等の破損により不要物が生じたときは、速やかに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃掃法」という。）及び関係法令に基づき適正に処理するものとする。また、処理を他の者に委託するときは、廃掃法に規定する優良産業廃棄物処理業者認定制度における認定を受けた者を選定するものとする。

２　乙は、前項の処理までに事業区域内に廃棄物を保管するときは、廃棄物が飛散し、又は土壌汚染等が発生しないよう、屋内に保管し、または遮水性のあるシートで覆う等適切な措置を講ずるものとする。

（関連企業に関する責務）

第８条　乙は、維持管理等を乙以外の者に行わせる場合は、本協定書の規定事項を遵守させるとともに、事業区域内及びその周辺において公害等を発生させないよう、積極的な指導及び監視を行うものとする。

第２章　太陽光発電設備の災害時及び廃止後の措置に関する事項

（災害時の措置）

第９条　乙は、自然災害等により太陽光発電設備及び防災施設等が破損し、第三者に被害をもたらすおそれのある事象が発生した場合は、人命を最優先するとともに、被害の拡大を防止するよう、直ちに必要な措置を講じ、速やかに甲に状況の報告を行うも

とする。
２　乙は、第三者に対して被害を及ぼした場合は、誠実に対応するものとする。
３　乙は、災害時に乙が所有する太陽光発電設備を自立運転に切り替え、その余剰電力について、甲又は近隣の住民の要請があった場合は、近隣住民に対し携帯電話等の情報通信機器等の用に供する小規模な電力を無償で発電量に応じて、近隣住民への電力の供給を行うものとする。

（連絡体制の整備）

第１０条　乙は、通常時及び緊急時の関係機関への連絡体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。また、連絡体制に変更が生じたときは、速やかにその内容を甲に報告するものとする。

（災害時及び廃止後の措置のための費用の確保）

第１１条　乙は、災害時の措置並びに発電事業終了後の撤去及び処分を確実に実施するため、原則、太陽光発電設備を設置した費用の額の１００分の５以上の額を積立てるものとする。ただし、関係法令等の改正があった場合は、関係法令等に基づき継続的に資金の積立てを行うものとする。
２　乙は、前項に規定する資金の積立ての状況について、積立て開始時から確認できる書類を添えて年１回報告するとともに、随時、甲の求めに応じて状況を報告するものとする。

第３章　その他の事項

（立入調査）

第１２条　甲は、この協定に定める事項について、必要があるときは、乙に対し報告を求め、事業区域内に立入調査を行うことができるものとする。
２　前項の規定により立入調査を行う職員は、身分を示す証明書を携帯し、乙の関係人に提示するものとする。

（違反時の措置）

第１３条　甲は、乙が協定に違反したときは、直ちに必要な改善措置を行うよう指示することができるものとする。
２　乙は、前項の指示があったときは、甲の承認を得た上で、速やかに改善措置を実施するものとする。
３　甲は、乙が第１項の規定による指示に従わない場合は、直ちに経済産業省に違反内容を報告するものとする。

（権利譲渡）

第１４条　乙は、当該事業にかかる権利を第三者（以下「承継者」という。）に譲渡す

るときは、事前に承継者に当協定書を提示し、その内容を理解させるとともに、第１１条に基づき積み立てた額と同額を承継者に確保させるものとする。

２　乙は、当該事業に係る権利を承継者に譲渡するに先立ち、承継者をして、協定の内容を遵守する旨の書面、承継者が確保した額が確認できる書類、その他市長が必要と判断する書類を甲に提出させるものとする。

（その他）

第１５条　この協定に定めのない事項若しくはこの協定に定める事項について疑義を生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（裁判所の合意管轄）

第１６条　本協定に関し、紛争が生じた場合は、水戸地方裁判所を第一審裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自１通を所有する。

令和　　年　　月　　日

甲　住　　所

　　氏　　名

乙　住　　所

　　事業者名

　　代表者名